

## 第2 ダッカ宣言、2020年 (Second Dhaka Declaration, 2020)

前文：

1. 私たちはここに、人類は、その歴史が始まって以来、常に移動しつづけていることを明言します。これまでに人々は、新たな経済的機会や地平を求めて主体的に移動してきました。その一方で、武力紛争、貧困、食糧不安、迫害、テロ、ジェノサイド、人権侵害や虐待から逃れるために移動している人もいます。このような人々は、移民として問題化されるのではなく、強制移動を強いられている人々として理解される必要があります。

2. 複数の国々において、強制移動および不規則な移住で犠牲となった人々がいて、かれらは最も苦しんでいます。かれらは否応なくディアスポラとなってしまったのですが、それは国際社会にとってしばしば複雑な課題をもたらします。差別偏見や不平等なジェンダーと権力関係によって、特に女性や少女たちは強制的な移動や移住を強いられて、女性の権利は侵害され、性とジェンダーに関わる暴力にさらされます。

3. 私たちはここに、国連憲章の目的と原則を再確認します。また、世界人権宣言を再確認し、主要な国際人権条約を思い起こします。すべての人々はそれぞれ権利主体であるので、いかなるステータスにもかかわらず、すべての難民、移民、ディアスポラ状態にある人々の人権基準が完全に保護されることを再確認し、問題解決していきます。

4. 私たちは、それぞれの母国において広範囲に行われている拷問、残虐行為、人権侵害および虐殺行為や集団暴力に直面して強制移動させられた人々を、窮状から救い出し、すべての人の人権を回復、保護、促進および尊重することを呼びかけようと決意したことを言明します。

5. 現代のテクノロジーによって、ディアスポラの人々は、それぞれの母国で被った恐ろしい経験を含めたかれら自身のストーリーを語る重要な役割を果たせることに、私たちは気づきます。また、現代テクノロジーは、かれらにとって正義や人権が何を意味するかを明確にし、要求してゆくことを手助けします。

6. 移住を余儀なくされた人々は、それぞれが政治的、経済的、社会的、発達の、人道的および人としての権利主体です。こうした権利は国境を越えてあるものであり、祖国とホスト国とをつなぐものとして機能します。説明責任と市民権の回復のために、グローバルなアプローチと持続可能な解決法が求められます。

私たちは、「ロヒンギャ・ディアスポラをつなぐ国際電子会議：グローバル・ディスプレイメント」の参加者として、次のことを表明します。

1. ダッカ大学虐殺研究センター、BRAC 大学平和正義センター、ActionAid バングラデシュが、「ロヒンギャ・ディアスポラをつなぐ国際電子会議：グローバル・ディスプレイメントに着目して」を開催して下さったことに感謝します。

2. 大量殺戮および大量退去の状況において、「国連憲章に従ってタイムリーかつ決定的な行動をとる」という 2005 年のグローバルサミットの約束、そして難民のおかれた状況に対して国際協力を通じて持続可能な解決策を求める難民のためのグローバルコンパクトを思い起こすことを呼びかけます。バングラデシュが、現在国内に 120 万人以上のロヒンギャ難民を受け入れているという事実を認識しながら、私たちは世界共同体として、ロヒンギャ難民危機を解決するために、持続可能な方法で地域ごとのアプローチをとり、決然と関与してゆくよう訴えます。

3. ロヒンギャやその他の脆弱な集団を保護し、かれらの権利を擁護するため、外交手段を活用して、十分な人道的支援とその他の支援を提供するように、国連と国際社会のすべてのメンバーに要請します。

4. ロヒンギャが自分たちの祖国に戻る権利を有していることを認識して下さい。私たちは国際社会に対して、かれらが自分たちの意思で、尊重された状態で、十分な情報を与えられた上で、安全に元の家に戻るよう保証することを求めます。

5. 2020 年 1 月に、国際司法裁判所 (ICJ) によって出された、虐殺犯罪の防止と処罰に関する条約の適用 (ガンビア対ミャンマー) に関する判決に伴う、ミャンマー政府に対する 4 つの暫定措置を理解して下さい。そこには、ミャンマー政府は、虐殺行為や犯罪を防止し、軍やその他の治安部隊が虐殺に関与しないことを確約し、虐殺行為や犯罪があった場合にはその証拠を保存して 4 か月以内に報告し、その後は 6 か月ごとにその遵守状況を報告することが含まれています。

6. 自分の国を追われて世界の 4 大陸で難民とならざるをえなくなった、ミャンマーによるロヒンギャ少数民族に対する、あらゆる種類の潜在的で明白な大量虐殺行為を告発します。

7. ミャンマー国家当局による迫害によって、多数のロヒンギャの人々が強制人身売買の被害にあっていること、それに関連して搾取と恐喝が引き起こされていることを非難します。このような残虐行為によって、何百万人ものロヒンギャの女性、男性、子どもが無国籍の状態になってしまっていると認識します。

8. ミャンマーでの迫害を避けるために、ロヒンギャの人々は、難民として近隣の国々へ危険を伴う船旅をせざるを得ないリスクに常にさらされていることを理解します。

9. ロヒンギャの人々、特に海を渡る女性や子どもたちの苦しみに対して、ミャンマーの中央政府や地方政府や国際社会が無関心でいることを非難します。

10. ミャンマー政府に、この事件に対する責任を持ち、ロヒンギャの強制移住について透明で説明責任を果たした調査をすること、そしてロヒンギャと同様にロヒンギャを受け入れている国々に対して、適切な金銭的および法的補償をすることを要請します。

11. ミャンマーの同盟国、特に ASEAN 諸国に対して、ミャンマーがロヒンギャの人々に対する迫害を金輪際終わらせるために必要な措置を講じるよう促します。

12. ミャンマー政府に圧力をかけることによって、政府、市民社会、ロヒンギャ・ディアスポラおよび複数国の諸機関が、ロヒンギャの苦境を解決する多面的な参加型メカニズムを構築するように呼び掛けます。

13. バングラデシュや、その他の国際司法裁判所 (ICJ) の決定に則って支援をしている国々など世界中に散在しているロヒンギャの人々が、安全で自主的に、十分な情報が与えられて尊厳が守られる状態で、自分の国に帰れるように、透明性、説明責任、正義が保証されたより幅広い権利擁護の役割を推進します。

14. ロヒンギャの人々の窮状を緩和するために、世界中で活動しているロヒンギャ・ディアスポラと諸機関との間の素晴らしいパートナーシップによる取り組みを継続します。

(翻訳：細田満和子 Translated by Miwako Hosoda)